

社会復帰促進等事業の令和2年度予算執行状況(執行率が80%未満の事業)

(単位:千円)

| 3年度 PDCA 評価番号 | 2年度 PDCA 評価番号 | 2年度 評価 | 事業名 | 2年度の事業概要 | 2年度の執行率が低調であった理由 | 2年度の執行率を踏まえた令和4年度事業の見直し | 令和2年度 | | | 担当課 |
|---------------------|---------------------|-----------|------------------------------------|--|--|---|---------------------|---------------------|---------------------|----------------|
| | | | | | | | 予算額(①) (行政経費を除く) | 決算額(②) (行政経費を除く) | 執行率(%) (②÷①×100) | |
| 1 | 1 | A | 外科後処置等経費 | 外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行う。 また、外科後処置のため通院に要する費用を支給する。 | 本事業の予算額の大部分(約99%)を占める、医療等の給付に要する予算額について、予算額の算定基礎となった平成30年度の執行実績に比べ、支給件数及が少なかったため、執行率が低調になった。 (予算:126件、338,228円/件) ⇒(執行:94件、402,074円/件) | 令和2年度は執行率が73%となったが、平成29年度は執行率が100%を超えているなど、直近5か年の執行率の平均は約80%となっている。また、本事業は、傷病が治癒した被災者に対して義肢装着のための断端部の再手術や醜状軽減のための再手術等を行うことによって社会復帰の促進を図る趣旨で実施しており、令和2年度の執行率の観点だけで評価することは適切ではないと考えることから、過去実績を踏まえた上で所要の予算要求を行う。 | 54,617 | 39,796 | 72.9% | 労働基準局 補償課 |
| 4 | 4 | A | 社会復帰特別対策援護経費 | 振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。 | 本事業の大部分(約94%)を占める65歳以上の者への給付にかかる予算額について、予算額の算定基礎となった平成28年度から平成30年度の平均の執行実績に比べ、支給件数及び1件あたりの支給額が少なかったため、執行率が低調になった。 (予算:245件、1,257,840円/件) ⇒(執行:210件、1,235,195円/件) | 令和2年度は執行率が79.6%となったが、令和元年度は執行率が95%を超えているなど、直近5か年の平均は約90%となっている。また、本事業は、症状固定後の振動障害者等に対して、就職準備金や移転費用を補填するための援護金を支給することによって被災労働者の社会復帰の促進を図る趣旨で実施しており、令和2年度の執行率の観点だけで評価することは適切ではないと考えることから、過去実績を踏まえた上で所要の予算要求を行う。 | 341,182 | 271,655 | 79.6% | 労働基準局 補償課 |
| 8 | 8 | A | 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費 | 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別な援護措置として介護料の支給を行う。 | 保険給付の限度額と最低保障額の増額見直しを行ったため、実績を踏まえて予算要求を行ったが、請求件数が減少したことから執行率が低調になった。 | 実績を踏まえて所要の予算要求を行うこととする。 | 7,619 | 5,243 | 68.8% | 労働基準局 労災管理課 |
| 12 | 12 | A | 長期家族介護者に対する援護経費 | 要介護状態の重度被災労働者が業務外の事由で死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から、一時金100万円を支給する。 | 実績を踏まえて予算要求を行い、請求件数も前年度より増加したが、想定した件数よりも少なかったため、執行率が低調になった。 | 実績を踏まえて所要の予算要求を行うこととする。 | 46,000 | 36,000 | 78.3% | 労働基準局 労災管理課 |

| 3年度 PDCA 評価番号 | 2年度 PDCA 評価番号 | 2年度 評価 | 事業名 | 2年度の事業概要 | 2年度の執行率が低調であった理由 | 2年度の執行率を踏まえた令和4年度事業の見直し | 令和2年度 | | | 担当課 |
|---------------------|---------------------|-----------|-----------------------------------|---|--|---|---------------------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| | | | | | | | 予算額(①) (行政経費を除く) | 決算額(②) (行政経費を除く) | 執行率(%) (②÷①×100) | |
| 18 | 22 | A | じん肺等対策事業 | ①労働安全衛生法第67条に基づき、有害業務に従事した離職労働者に対して健康管理手帳を交付し、年2回(じん肺は1回)健康診断を実施する。 ②市場に流通している防じんマスク等の呼吸用保護具について買取試験を実施し、規格を満たしていない場合等には、厚生労働省で必要な措置を講ずる。 ③個人サンプラーによるばく露測定の測定手法等について追加して技術的検討を加えるとともに、既存の作業環境測定手法の妥当性を検証し、必要に応じてより適切な測定手法の検討を行う。 ④石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査、個別指導等を実施する。 | 石綿の工事現場の測定を行う事業で、一般競争入札(最低価格落札方式)を行った結果、執行率が低調となった。これは、ノウハウや類似業務の実施経験のある業者が受託したため、初期費用や人件費等が押さえられたことによるものである。 さらに、新型コロナウイルス感染症蔓延下で事業場の協力が得られず、予定数の石綿飛散濃度測定が出来なかったため、執行率が低調となった。 | 新型コロナウイルス感染症の蔓延下のため執行率が低調になったものについては、実績を踏まえて測定回数の見直しを行い、所要の予算要求を行うこととする。併せて、実績を踏まえて単価等見直し、予算要求を行うこととする。 | 1,584,674 | 1,229,746 | 77.6% | 労働基準局安全衛生部労働衛生課、化学物質対策課 |
| 19 | 23 | B | 職場における受動喫煙対策事業 | 中小企業事業者(平成24年度までは飲食業、宿泊業等に限定。)であって喫煙室を設置する等の措置を実施する事業場に対して、費用の一部を国が助成する。 全国の事業場に対し、測定機器(デジタル粉じん計及び風速計)の貸出しを行い、自主的な受動喫煙対策の推進を図る。 | 令和元年度内に申請の間に合わなかった事業者を含めた助成金申請を想定していたが、改正健康増進法の全面施行及び新型コロナ流行により、助成を受け喫煙専用室等の設置を行う事業者が減ったことから、補助対象となる喫煙室の設置等の件数及び設置時に用いる測定機器の貸出が想定をやや下回ったと考えられた。 | 令和3年度においては、原則屋内禁煙の義務化を踏まえ、助成対象範囲を健康増進法の経過措置対象に限ることとし、必要性の高い事業者への補助を行う。 令和4年度においても、助成金の需要を把握し、必要な範囲で助成対象範囲を縮小する。受動喫煙対策に当たって遵守すべき内容については引き続き周知啓発を図る。 | 921,697 | 500,432 | 54.3% | 労働基準局安全衛生部労働衛生課 |
| 25 | 29 | B | 職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費 | ①国民及び労使に向けた周知・広報 ②企業への個別支援 ③ハラスメント被害者等からの相談対応事業 ④中小企業におけるハラスメント相談体制実証事業 ⑤カスタマーハラスメント対策企業マニュアル作成事業 | 左記①～⑤の事業では、一般競争入札を行っているため、予算額より低廉な価格での調達となっている。 | 実績を踏まえて所要の予算要求を行うこととする。 | 428,518 | 225,129 | 52.5% | 雇用環境・均等局雇用機会均等課 |
| 26 | 30 | A | 建設業等における労働災害防止対策費 | (1)①安全衛生に関する諸問題に対応する窓口となる安全衛生専門家の活動の拠点の設置 ②復旧・復興工事現場に対する巡回指導の実施 ③建設工事に不慣れな新規参入者等に対する安全衛生教育の実施 (2)足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による診断の実施、診断結果に基づく改善計画の作成等の現場に対する指導・支援を実施する。 (3)東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、首都圏で増加する建設工事における労働災害防止対策を徹底するため、工事現場に対する巡回指導、未熟練労働者や外国人建設就労者等に対する安全衛生教育等を実施する。 (4)一人親方等を対象とした研修会、一人親方等が入場している現場の巡回指導の実施 | 左記(2)～(4)の事業では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、「新しい生活様式」に即した開催とするため、会議等について、書面開催への変更又は中止としたことに伴い、委員の謝金、交通費、会場費等の支出額が減少したものである。 これにより、全体の執行額が低調となった。 | 本事業はやむを得ない事由により執行率が低調になったものであるが、令和4年度においては、適切に新型コロナウイルス感染症対策を取りながら、過去実績を踏まえた所要の予算要求を行う。 | 466,788 | 305,639 | 65.5% | 安全衛生部安全課 |

| 3年度 PDCA 評価番号 | 2年度 PDCA 評価番号 | 2年度 評価 | 事業名 | 2年度の事業概要 | 2年度の執行率が低調であった理由 | 2年度の執行率を踏まえた令和4年度事業の見直し | 令和2年度 | | | 担当課 |
|---------------------|---------------------|-----------|-----------------------------|---|---|---|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------------------|
| | | | | | | | 予算額(①) (行政経費を除く) | 決算額(②) (行政経費を除く) | 執行率(%) (②÷①×100) | |
| 28 | 32 | A | 林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業 | (1)伐木等作業における安全作業のためのマニュアルを開発し、同マニュアルに基づく、安全対策講習会を実施する。 (2)チェーンソーの正しい取扱いの普及を図る。 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、安全対策講習会の1回当たりの受講人数を減らしたこと、緊急事態宣言期間中の講習中止としたこと、マニュアル作成のための事業者と労働者に対するヒアリングを実地調査から通信調査に切り替えたことにより、委員の謝金、交通費、会場費等が大きく減少したことから、全体の執行率が低調になった。 | 本事業はやむを得ない事由により執行率が低調になったものであるが、令和4年度においては、適切に新型コロナウイルス感染症対策を取りながら、過去実績を踏まえた所要の予算要求を行う。 | 25,214 | 15,413 | 61.1% | 労働基準局 安全衛生部 安全課、 労働衛生課 |
| 30 | 35 | A | 自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等 | ①トラック運送業に関する荷主向け周知用動画の作成および令和元年度に開設したポータルサイトの運用・拡充 ②自動車運転者の労働時間等に係る実態調査を実施するため、実態調査検討会の開催及び調査の実施 | 自動車運転者の労働時間等の改善の基準(以下「改善基準告示」という。)の改正をするために、令和2年度より、自動車運転者等の労働条件等について調査を実施しているが、予算要求の時点で予定していた規模を縮小し実施することで、令和2年度予定していた調査が足りたため、結果的に必要な予算額が減少し、全体の執行率が低調になった。 | 改善基準告示の見直しについては、専門委員会における議論に基づいて進められており、また、事業の内容や規模についても、専門委員会の委員による意見に基づき実施される。令和4年度においては、専門委員会からの意見を正確に踏まえ、必要な改善基準告示関連事業の予算額の要求を行いたい。 | 146,895 | 113,764 | 77.4% | 労働基準局 労働条件政策課、 監督課 |
| 33 | 38 | C | 多言語相談支援事業 | 雇用環境・均等部(室)等において、14ヶ国語の電話通訳に対応した「多言語コンタクトセンター」の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応、紛争解決援助等の多言語化を図る。 | 一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったため、予算額より低廉な価格での調達となった。 | 令和2年度調達結果を踏まえ令和3年度予算額は減額した。令和4年度の予算要求においては、2年度、3年度の実績を踏まえ、内容及び必要額を精査の上で要求する。 | 7,336 | 1,188 | 16.2% | 雇用環境・均等局 総務課 |
| 37 | 44 | A | 未払賃金立替払事務実施費 | (独)労働者健康安全機構が、立替払の請求の受理及び審査、立替払の決定及び立替払賃金の送金、事業主に対する求償等に関する業務を行う。 | 新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み予算措置を行ったところであるが、支給件数が少なかったため、執行率が低調になった。 | 未払賃金の立替払業務の着実な実施のため、必要な予算の確保に努めるとともに、引き続き立替払の迅速化及び立替払金の求償に主体的に取り組む。 | 9,402,539 | 5,995,499 | 63.8% | 労働基準局 監督課 |
| 40 | 47 | A | 医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組 | ①各都道府県が設置主体となる、医療機関に対する勤務環境改善をワンストップで支援するための「医療勤務環境改善支援センター」(以下「勤改センター」という。)に医療労務管理アドバイザーを配置し、医療機関からの労務管理等に関する相談支援等を行う。 ②医療機関に対するアンケート調査、医療従事者の勤務環境改善に向けた手法の確立のための調査・研究。 ③医療機関の勤務環境改善に関する好事例等を掲載したウェブサイトの運営、医療勤務環境改善マネジメントシステムの普及促進セミナーの実施。 | 医療労務管理支援事業においては、都道府県毎に調達を実施しており、各都道府県の需要等により仕様上の業務の多寡に差異を設けるなどの調整を行ってきたところであるが、都道府県毎に主として一般競争入札を行っているため、予算額より低廉な価格での調達となっているもの。 | 各都道府県の需要に応じた仕様内容とする他、各都道府県の直近の入札率などを踏まえ、仕様内容の調整や示達額を加減するなどの取組を講ずることとしたい。 | 672,650 | 479,380 | 71.3% | 労働基準局 労働条件政策課 |